

令和4年度 ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査結果

1. 実施期間及び実施数

実施期間：令和4年4月～令和5年3月

実施数：13事業所（12社）

2. 結果の概要

以下の事項に法令違反が認められたため、違反のあったガス事業者代表者に対し、中国四国産業保安監督部長名で改善指示を行った。

なお、該当事業者から改善報告書の提出があり、指示事項に係る改善内容は特に問題ないことを確認した。

改善指示事項	関係条項等	指摘件数
漏えい検査を実施し、検査の結果を記録、保存をすること。	法第21条 省令第51条	1
漏えい検査結果記録書を作成し保存すること。	法第24条 規則第24条	1
技術上の基準に基づき、防消火設備（能力B10以上の消火器）を設置すること。	法第21条 省令第8条	4
特定容器使用記録表（様式14）を作成し保存すること。	法第18条 規則第17条	1
消費機器調査結果を適切に記録すること	法第159条 規則第205条	1
保安規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第24条 規則第24条	1
保安業務規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第160条 規則第207条	1
保安規程に基づく、関係機関等の緊急時連絡体制表の更新を実施するとともに、適宜、見直しを行うこと。	法第24条 規則第24条	1
保安業務規程に基づく、保安管理組織が実際の体制と異なるため保安業務規程変更届出書を提出すること。	法第160条 規則第207条	1
ガスの滞留防止のための換気口の通風可能面積が不足しているため、ガスが滞留しない構造とすること	法第21条 省令第9条	1

法：ガス事業法、規則：ガス事業法施行規則、省令：ガス工作物の技術上の基準を定める省令